

諮問日：令和4年5月6日（令和4年度（最情）諮問第4号）

答申日：令和4年10月19日（令和4年度（最情）答申第22号）

件名：最高裁判所が、法務省に対し、司法研修所検察教官の推薦を依頼した際の
文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

最高裁判所が、法務省に対し、司法研修所検察教官の推薦を依頼した際の文書（直近の事例に関するもの）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年3月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3（令和4年7月1日改正前の取扱要綱記第11の4）に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出に係る文書を探索したが、当該文書は存在しなかった。

なお、検察官を司法研修所教官に充てるに際し、最高裁判所が法務省に対して推薦依頼をしていないため、本件開示申出に係る文書を作成又は取得する必要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年5月6日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年7月15日 審議
- ④ 同年9月9日 審議
- ⑤ 同年10月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、最高裁判所が、検察官を司法研修所教官に充てるに際し、法務省に対し、司法研修所教官の推薦を依頼していないことが認められた。上記確認結果を踏まえれば、最高裁判所が検察官を司法研修所教官に充てるに際し法務省に対して推薦の依頼をしていないため、本件開示申出に係る文書は作成し、又は取得する必要はないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子